

『東京純心大学紀要 現代文化学部』投稿細則

(目的)

第1条 この細則は、東京純心大学紀要編集要領（以下、「紀要編集要領」と記す）に基づき、『東京純心大学紀要 現代文化学部』（以下、「紀要」と記す）への投稿について、必要な事項を定めることを目的とする。

(紀要の刊行)

第2条 紀要は、毎年1回、原則として3月に刊行するものとする。ただし、東京純心大学（以下、本学と記す）図書館・学術運営委員会（以下、委員会と記す）が承認した場合には、臨時に刊行することができる。

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿資格は次のとおりとする。

- 1) 筆頭者は本学の専任、特任または非常勤の教員とする。
- 2) その他、委員会が承認した者。

(紀要内容および投稿区分と原稿の種類)

第4条 紀要に掲載する内容は、未公刊の研究論文等と現代文化学部教員学術研究活動記録とする。

- 1) 論文等の投稿区分については、原稿内容を鑑み、次の種類に区分する。

区分	内容	頁数の基準（図表を含む）
論文	独創的な着眼点、萌芽的知見等を有し、学術の発展に寄与できる研究と認められるもの。	20,000字以内 (刷り上がり18頁以内)
研究ノート	論文には至らないが、研究結果の意義が大きく、学術および教育に有用と認められるもの。 文献レビュー、翻訳等も含む。	12,000字程度 (刷り上がり10頁程度)
調査報告 実践報告	研究・教育・社会活動における報告や記録として情報共有する価値のあるもの。	8000字程度 (刷り上がり7頁程度)
書評、創作、その他	書評、その他比較的自由的な形式と内容の論考、創作、絵画等作品。	4000字程度 (刷り上がり4頁程度)

- 2) 目次並びに各原稿のタイトル頁に投稿区分を明記する。

3) 「現代文化学部教員学術研究活動記録」は次の8分野に関する現代文化学部専任（特任も含む）教員の活動記録とする。

- ①著作出版、②雑誌論文、③学会発表、④演奏会、⑤創作活動、⑥作品発表（展覧会等）、⑦本学主催の公開講座、⑧その他活動（研究分野に関連する講演、雑誌記事、共同研究・委託研究・競争的資金等研究課題、受賞等）。

(倫理的配慮)

第5条 人及び動物が対象である研究は、ヘルシンキ宣言の科学的及び倫理的規範に準ずる。倫理的配慮が本文中に明記（倫理審査委員会名、承認番号など）されていなければならない。利益相反（COI）の有無を本文末尾（謝辞または文献の前）に明記する。

(投稿原稿)

第6条 投稿原稿は未公刊のものとし、原則として毎回完結した原稿であることとする。

ただし、委員会の議を経て、委員長が認める場合はその限りでない。

1. 投稿の際の書式等について

- 1) 原則として文書作成ソフトで作成した原稿の電子データを提出することとし、投稿者の所属する学会において標準とされる書式（注、参考文献等の形式を含む）に基づいて作成する。投稿原稿の使用言語は問わない。
- 2) すべての投稿原稿には、タイトルとキーワードをつける。タイトルは、原稿で使用されている言語に英語を併記する。英語で作成された原稿については日本語を併記する。キーワードは5語以内とし、言語は問わない。
- 3) 論文としての投稿者は、200語程度の原稿使用言語とは異なる言語の Abstract を提出すること。ただし、日本語以外で作成された原稿の Abstract は日本語とし、400字程度とすること。

2. 投稿原稿の提出に関しては、紀要投稿原稿募集時に明示されるスケジュールに従い、「東京純心大学紀要 現代文化学部 投稿原稿チェックリスト」を添え、提出期限までに図書・研究支援課まで提出する。

（査読制度と投稿原稿の採否）

第7条 投稿原稿の採否は、複数の査読者を経て、委員会が決定をする。

- 1) 投稿希望者は、査読用原稿3部（うち2部は複写にし、執筆者を特定できる情報（氏名、所属、付記、謝辞、科研費情報等）を削除したものとする）に別紙1「東京純心大学紀要 現代文化学部 投稿原稿チェックリスト」を添えて図書・研究支援課まで提出する。
- 2) 投稿原稿の審査は、すべての過程において査読者・投稿者双方に氏名を伏せて行う。
- 3) 委員会は学外者を含む委員以外の者に査読を依頼することができる。
- 4) 査読に関しては「東京純心大学紀要査読要領」に従う。
- 5) 掲載に際し、投稿原稿の修正・変更を求めることがある。
- 6) 条件付き掲載可となった場合も、修正等の条件が期日内に満たせない場合等、投稿者は原稿を取り下げることができる。
- 7) 提出された原稿と電子データは返却しない。

（不服申し立て）

第8条 投稿原稿の紀要への掲載可否に関する委員会の決定に不服がある投稿者は、委員会に不服申し立てをすることができる。

2. 不服申し立てに関しては、委員会はすみやかに審議し投稿者に回答することとする。

（校正）

第9条 投稿者の責任において初校校正を行い、再校以降は委員会に一任する。

2. 初校校正は、原則として編集に関わる修正（誤字脱字、句読点、図表の配置、軽微な表現の訂正など）のみを対象とし、大幅な修正・加筆は認めない。

（費用）

第10条 紀要印刷に要する費用は、委員会予算から支出する。特別に費用を要するものは投稿者負担とする。

（著作権）

第11条 投稿された原稿の著作権は著者に帰属する。紀要原稿の電子化等に伴う手続きは、紀要

編集要領に従う。

2. 本文の一部や図・表・写真などを他の著作物から転載したり、他者の著作物を掲載したりする場合は、著作権に関わる手続きはすべて投稿者の責任であらかじめ処理するものとする。また、それらについて問題が生じた場合は、一切の責任は投稿者が負うものとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、投稿について必要な事項は、委員会委員長が定める。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、委員会においてこれを行う。

附 則

令和2年7月15日制定

令和3年7月14日改定

令和4年7月27日改定

(別紙1)

東京純心大学紀要 現代文化学部 投稿原稿チェックリスト

下記項目を確認の上、□に✓を付けて、投稿原稿3部（印刷された査読用の原稿2部（投稿者を特定できるような事項（執筆者名や科研費情報等）が削除されたもの）ならびに印刷された完全原稿（1部））と一緒に提出してください。

*すべての項目が☑となってから提出してください。

- 1. 投稿原稿の内容は、他の出版物として公刊されていない。あるいは投稿中ではない。二重投稿ではない。
- 2. 投稿原稿の字数は、図表を含めて投稿細則に定められた投稿区分ごとの基準に従っている。
- 3. 本文に頁番号を入れている。
- 4. 図、表および写真は、それぞれ通し番号をつけている。
- 5. 本文中の文献の引用方法、参考文献等の表示方法に関しては、投稿者が所属する学会の標準に基づいている。
- 6. 投稿原稿は倫理的審査の必要がない。／倫理的審査が必要な原稿に関しては倫理審査を受けている。（倫理審査機関：_____、承認番号：_____）
- 7. 他者の著作権に帰属する資料を引用するときは、著者がその許可申請手続きを行っている。
- 8. タイトルが記されている（原稿で使用されている言語に英語を併記する。英語で作成された原稿については日本語を併記する）。
- 9. キーワードを5語以内で付けている（言語は問わない）。
- 10. 論文としての投稿者は、Abstract を付けている（200語程度の原稿使用言語とは異なる言語。日本語以外で作成された原稿の Abstract は日本語400字程度）。
- 11. 査読用原稿には、著者名、所属、謝辞、科研費情報、著者資格、承認を受けた倫理審査委員会の名称などを記載せず、投稿者を特定できるような事項を取り外している。
- 12. 本文の誤字脱字の確認、記載内容などに欠落がないか確認をしている。

以上について、確認いたしました。 令和 年 月 日

筆頭著者名（自署）_____

所属【 _____ 】

投稿原稿タイトル【 _____ 】

投稿区分【論文／研究ノート／調査報告／実践報告／書評／エッセイ／創作／翻訳／その他】

電子化に関する許諾【許諾します／ 許諾しません】